

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年八月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第十三号

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項、第五十九条第二項、第九十三条第四項、第一百一条第二項及び第一百十二条第二項中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

### 附 則

この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。